

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回） 次第

〈日時〉 令和4年10月3日（月）
午前10時から正午まで
〈場所〉 上之原会館A・B会議室

1 教育委員会あいさつ

2 事務局からの説明

- (1) いじめに関するアンケートについて
- (2) 小金井市いじめ防止基本方針の改訂について

3 協議等

4 事務連絡

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 児童・生徒向けアンケート質問項目例
- ・ 各自治体のいじめ防止基本方針の比較

年 組

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外のことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

| 気になること、心配なこと、悩みごとなどについて | | ある | ない |
|-------------------------|--------------------------------|----|----|
| 1 | 学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。 | | |
| 2 | 家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。 | | |
| 3 | その他のこと、気になることや悩んでいることがある。 | | |
| 4 | 学校に行きたくないと思う。 | | |
| 5 | 生きているのがつらいと思う。 | | |

| いじめに関することについて | | ある | ない |
|---------------|------------------------------------|----|----|
| 1 | 冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。 | | |
| 2 | 仲間外れにされたり、無視されたりする。 | | |
| 3 | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | | |
| 4 | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 | | |
| 5 | お金をたかられたり、おごらされたりする。 | | |
| 6 | お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | | |
| 7 | いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | | |
| 8 | メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。 | | |
| 9 | 服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。 | | |
| 10 | その他の嫌なことをされる。 | | |

2 周りの人のことについて (1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。)

| 気になること、心配なこと、悩みごとなどについて | | いる | いない |
|-------------------------|--|----|-----|
| 1 | 学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。 | | |
| 2 | 家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。 | | |
| 3 | あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学 | | |
| 4 | 校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。 | | |
| 5 | 生きているのがつらいと言っている人がいる。 | | |

| いじめに関することについて | | いる | いない |
|---------------|--|----|-----|
| 1 | 冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。 | | |
| 2 | 仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。 | | |
| 3 | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。 | | |
| 4 | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする人がいる。 | | |
| 5 | お金をたかられたり、おごらされたりする人がいる。 | | |
| 6 | お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。 | | |
| 7 | いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。 | | |
| 8 | メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。 | | |
| 9 | 服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする人がいる。 | | |
| 10 | その他の嫌なことをされる人がいる。 | | |

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。

(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

出席番号入力欄

点線で谷折りにして提出してください。

1学期「ふれあい月間」生活ふりかえりアンケート

みなさん、1学期は元気に過ごすことができましたか。

このアンケートは、いやなことでなやんでいる人がいるかを知り、解決していくためのものです。

次の質問についてよく考え、あてはまるところに○をつけるか、文章で書いてください。

先生だけが、見ます。

● あなたのことにききます。

(1) 1学期、何回も続けて悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしていますか。

(ア はい イ いいえ ウ わからない)

(2) 1学期、暴力を振るわれたり物を取られたりしていますか。

(ア はい イ いいえ ウ わからない)

(3) 1学期、上のこと以外に、いやな思いをしていますか。

何かある場合は、下に書いてください。

| |
|--|
| |
|--|

(4) 1学期になって、新しいお友達ことができましたか。

(ア はい イ いいえ ウ わからない)

(5) 1学期になって、休み時間は、お友達と楽しく遊んでいますか。

(ア はい イ いいえ ウ わからない)

(6) 1学期になって、お友達があなたにたいして、うれしいことをしてくれましたか。

何かある場合は、下に書いてください。

| |
|--|
| |
|--|

※いじめなどをゆるさず、早く解決するために、名前を書いてください。

| がく 学 | ねん 年 | くみ 組 | な 名 | まえ 前 |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| | | | | |

生活調査（6月）

今年度に入ってから、あったこと、または、継続していることについて回答してください。

1 学校はたのしいですか。

はい →どんなことが？（ ）

いいえ→どんなことが？（ ）

2 あなたは勉強で困っていることがありますか。

はい →どんなところが？（ ）

いいえ

3 あなたのまわりに、いやな思いをしている人や悲しい思いをしている人はいませんか。

いる→だれ？（ 年 組 ） いない
（ 年 組 ）

いつ頃？（ ）

どんなこと？（ ）

それは 解決している 解決しない

4 あなたは、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするなど、嫌な思いをしたことがありますか。

はい→どんなこと？（ ） いいえ

いつ頃？（ ）

それは 解決している 解決しない

5 あなたは、悪口を言われたり、LINE等、SNSに悪口や個人情報を書かれ、いやな思いをしたことがありますか。

はい→どんなこと？（ ） いいえ

いつ頃？（ ）

それは 解決している 解決しない

6 あなたは、勝手に自分の持ち物を使われたり、かくされたりしたことがありますか。

はい→どんなこと？（ ） いいえ

いつ頃？（ ）

それは 解決している 解決しない

7 あなたは、無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。

はい→どんなこと？（ ） いいえ

いつ頃？（ ）

さしつかえなければ誰から？（ ）

それは 解決している 解決しない

年 組 番 氏名

学校生活アンケート 4年生～6年生

()年()組 ()

このアンケートはみなさんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。1学期のことについて、あてはまるものに○をつけてください。

(1) むしされたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。

ある ・ ない

(2) ひやかしやからかい、悪口やおどしを言われたことがありますか。

ある ・ ない

(3) 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか。

ある ・ ない

(4) わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかれたりしたことがありますか。

ある ・ ない

(5) いやな仕事を おしつけられたことが ありますか。

ある ・ ない

(6) インターネット（SNS、ラインなど）でいやなことを書きこまれたことがありますか。

ある ・ ない

(7) いじめにあってつらい思いをしている友だちがいますか。

ある ・ ない

(8) 相談したいことがあれば、自由に書いてください。

[]

生活アンケート ～あなたの生活は～ 組 番 氏名()

皆さんの生活をより良いものにしていくためのアンケートです。面談などで活用し、皆さんの気持ちを理解しながら生活をより充実させたいと考えています。

※記入の仕方…自分に当てはまる記号に○をつけてください。空欄は書き入れてください。

1 携帯電話やスマートフォンを持っていますか

ア、もっている イ、もっていない

2 1でアの人は、主にどんなことに何時間くらい利用していますか

<どんなこと>

<時間>

3 遅刻をしたことがありますか

ア、全然しない イ、たまに遅刻する ウ、よく遅刻する

4 忘れ物をしますか

ア、ほとんどしない イ、少しする ウ、よくする

5 提出物の期限は守られていますか

ア、ほとんど守る イ、たまに守れない ウ、守れないときが多い エ、ほとんど守れない

6 部活動に熱心に取り組んでいますか (1, 2年生のみ)

ア、熱心に取り組んでいる イ、あまり熱心ではない ウ、欠席することが多い エ、未加入

イ、ウに○を付けた人は理由を書いてください

7 学級での生活はどうか

ア、毎日快適に過ごしている イ、たまに不愉快なことがあるが、だいたい快適である
ウ、不愉快なことが多い エ、その他()

8 学級の中で気になることや心配なことがあれば書いてください

9 よく話したり、一緒に遊んだりする友達は何人くらいいますか

ア、6人以上 イ、3～5人 ウ、1～2人 エ、いない

よければ名前を教えてください

10 あなたは11月から今までに、①～⑮のようないじめや嫌がらせをされたり、見たり、したことがありますか。次の①～⑮の右側の()で当てはまるものに○を付けてください。

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ① すれ違うときにおおげさによけられる | (された・見た・した・ない) |
| ② 隣の人に机を離される | (された・見た・した・ない) |
| ③ 仲間はずれにされたり、無視されたりする | (された・見た・した・ない) |
| ④ おかしくないのに笑われる | (された・見た・した・ない) |
| ⑤ 変なあだ名をつけられたり変な呼び方で呼ばれたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑥ いじられたり、からかわれたり、悪口を言われたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑦ 嫌なことを言われたり、馬鹿にされたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑧ 軽くぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑨ 役割や当番を押しつけられたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑩ 遊ぶふりをしてけられたり、たたかれたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑪ おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑫ 服をぬがされたり、恥ずかしいことをさせられたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑬ SNSやメールやネット上のサイトなどに嫌なことを書かれる | (された・見た・した・ない) |
| ⑭ 物を隠されたり、乱暴に扱われたり、壊されたりする | (された・見た・した・ない) |
| ⑮ お金や物をとられたり、おごらされたりする | (された・見た・した・ない) |

11 10で(された・見た・した)に○を付けた人は、現在も継続していますか。また10の①～⑮のどれが継続しているか、番号を書いてください

ア、継続している(番号) イ、今は行われていない

12 アンケートの質問以外で、気になっていることや心配なことがあれば書いてください

13 現在気になっていることや心配なことがあり、相談したい人はいますか

- ア、 家族(親、兄弟姉妹、祖父母)、親戚
- イ、 友達
- ウ、 担任の先生
- エ、 担任の先生以外の先生(具体的に 先生)
- オ、 養護の先生
- カ、 相談室の先生
- キ、 スクールカウンセラー
- ク、 そのほか【 】
- ケ、 今は相談しなくても大丈夫

※ 用紙は折りたたみ、担任の先生に本人が直接手渡しで提出します。

| | 小金井市 (令和3年11月8日改定) | 小平市 (平成30年6月改定) | 国分寺市 (平成26年9月1日制定) | 青梅市 (令和4年3月改定) | 埼玉県富士見市 (平成30年3月改定) | 東京都 (平成26年7月10日制定) |
|----------|--|---|---|---|--|--|
| 基本方針のづくり | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針策定の意義 2 いじめの定義 3 いじめの禁止 4 いじめ問題への基本的な考え方 (1)いじめを生まない、許さない学校づくり (2)児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援 (3)教員の指導力の向上と組織的対応 (4)保護者・地域・関係機関と連携した取組 5 学校における取組 (1)学校いじめ防止基本方針の策定 (2)組織等の設置 (3)学校におけるいじめの防止等に関する取組 6 市・教育委員会における取組 (1)いじめの防止等のための組織づくり (2)小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底 (3)いじめの防止等に関する取組 (4)重大事態への対応 7 その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針策定の意義 2 いじめの定義 3 いじめの禁止 4 いじめ問題への基本的な考え方 (1)いじめを生まない、許さない学校づくり (2)児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す (3)教員の指導力の向上と組織的対応 (4)家庭・地域・関係機関と連携した取組 5 小平市における取組 (1)小平市いじめ問題対策連絡協議会の設置 (2)小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 (3)小平市いじめ問題調査委員会の設置 (4)いじめの防止等に関する具体的な取組 6 学校における取組 (1)学校いじめ防止基本方針の策定 (2)いじめの防止等のための組織の設置 (3)学校におけるいじめの防止等に関する取組 (4)いじめに対する措置 7 重大事態への対処 (1)重大事態の意味 (2)重大事態への対処 (3)市長による再調査及び措置 8 取組の評価・見直し くだいらいじめ防止メッセージ | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針策定の意義 2 いじめの定義 3 いじめの禁止 4 いじめ問題への基本的な考え方 (1)子ども一人ひとりがいじめを許容しないという認識を持ち、いじめをなくすために自らが考え、行動する力を育成する取組の推進 (2)市立学校におけるいじめの実態を把握する取組の推進 (3)いじめを認知した際の適切な対処に関する取組の推進 (4)市立学校における教職員の体罰等の根絶に向けた取組の推進 5 市における取組 (1)国分寺市いじめ防止対策審議会の設置 (2)いじめの防止等に関する具体的な取組 (3)市立学校以外の学校への協力要請 6 市立学校における取組 (1)学校いじめ防止基本方針の策定 (2)組織等の設置 (3)市立学校におけるいじめの防止等に関する取組 (4)市立学校におけるいじめ対応のフロー図 | <p>はじめに</p> <p>第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの定義 2 いじめの禁止 3 いじめの問題への基本的な考え方 <p>第2章 いじめの防止等のために青梅市が実施する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の取組 2 青梅市いじめ問題対策連絡協議会の設置 3 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 4 青梅市いじめ問題調査委員会の設置 <p>第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校いじめ防止基本方針の策定 2 組織等の設置 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組 <p>第4章 重大事態の発生と調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重大事態の意味 2 重大事態の報告 3 調査の趣旨と主体 4 調査を行うための組織 5 調査の目的 6 調査結果の提供および報告 | <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 いじめ等の定義 3 基本理念 4 市の責務 (1)市長部局の取組み (2)教育委員会の取組み 5 市立学校及び市立学校の教職員の責務 (1)いじめの防止 (2)いじめの早期発見 (3)いじめの解決に向けた対処 4 家庭や地域との連携 (5)関係機関との連携 6 保護者の責務 (1)いじめの防止 (2)いじめの早期発見 (3)いじめの解決に向けた対処 7 子どもの役割 8 市民等の役割 9 インターネットによるいじめへの対処 (1)市の取組み (2)市立学校の取組み (3)保護者の取組み (4)子どもの取組み 10 重大事態への対処(対応) (1)重大事態の意味 (2)重大事態への対応 11 基本方針の検証及び見直し 12 相談窓口一覧 | <ol style="list-style-type: none"> I 基本方針策定の意義 II いじめの定義 III いじめの禁止 IV いじめ問題への基本的な考え方 (1)いじめを生まない、許さない学校づくり (2)児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。 (3)教員の指導力の向上と組織的対応 (4)保護者・地域・関係機関と連携した取組 V 学校における取組 (1)学校いじめ防止基本方針の策定 (2)組織等の設置 (3)学校におけるいじめ防止等に関する取組 VI 都における取組 (1)東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置 (2)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 (3)東京都いじめ問題調査委員会の設置 (4)いじめの防止等に関する具体的な取組 (5)「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取組に対する支援 VII その他 |

| | 小金井市 | 小平市 | 国分寺市 | 青梅市 | 埼玉県富士見市 | 東京都 |
|--|---|---|---|--|--|---|
| <p>学校における取組（未然防止）</p> <p>*埼玉県富士見市は「いじめの防止」について記載</p> | <p>(7)「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成</p> <p>(f)道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成</p> <p>(g)児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</p> <p>(h)校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</p> <p>(i)児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</p> <p>(j)家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力</p> | <p>・教員の「いじめ」についての正しい認識</p> <p>・児童・生徒を傷つかけたり、いじめを助長したりすることを防ぐ教職員の人権感覚の向上</p> <p>・「いじめは絶対に許されない」という児童・生徒の自覚の促進</p> <p>・集団の一員としての自覚や自信、自尊感情や自己肯定感を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土づくり</p> <p>・年3回実施している道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、勤労生産・奉仕的行事などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組の推進</p> <p>・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）の防止等のための啓発活動、家庭と連携したルールづくり等の推進</p> <p>・保育園、幼稚園、小学校から得た入学前の情報を踏まえて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも加えて、特性について理解を深め、個に応じた予防的な対応に努める。</p> <p>・学校として特に配慮が必要な以下の児童・生徒については、教職員への正しい理解の促進を行う。また、日常的に当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の児童生徒に対する適切な指導を組織的に行う。</p> <p>ア 発達障がいを含む障がいのある児童・生徒</p> <p>イ 海外から帰国した児童・生徒や国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童・生徒</p> <p>ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒</p> <p>エ 東日本大震災により被災した児童・生徒、原子力発電所事故により避難している児童・生徒</p> <p>・学校公開や家庭訪問、学校通信などを通じた、いじめの防止等のための取組に対する啓発及び家庭との緊密な連携・協力</p> | <p>・「STOPいじめ！国分寺5カ条」等をもとにした、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成</p> <p>・「弁護士によるいじめ予防授業」をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>・子ども自らがいじめについて学び、主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</p> <p>・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</p> <p>・インターネット上のいじめの防止のための啓発活動</p> <p>・家庭訪問や学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力</p> <p>■STOPいじめ！国分寺5カ条</p> <p>・ふだんから自分がされていやなことはしない。</p> <p>・いじめを見つけたら、勇気をもって注意しよう。</p> <p>・困っている人がいたら、手をさしのべよう。</p> <p>・みんなでさそい合って、仲良くしよう。</p> <p>・明るくあいさつやあたたかい言葉で友達の輪を広げよう。</p> <p>平成25年11月9日 いじめ防止児童会・生徒会フォーラム</p> | <p>・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の学校全体への醸成</p> <p>・道徳教育および人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</p> <p>・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</p> <p>・児童・生徒および保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進</p> <p>・家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 など</p> | <p>③教育活動を通じた心の教育の充実</p> <p>年間指導計画にいじめの防止等に係る活動等を位置付け、「彩の国生徒指導ハンドブック」や富士見市独自の道徳教材の活用、ピア・サポート活動の充実を図るとともに、実例を示しながら、実践的な活動を通して、相手を思いやり、互いに認め合える豊かな心の育成に努めます。</p> <p>④いじめ問題等への対策に向けた研修の実施</p> <p>年に複数回、いじめ問題に関する研修会を実施し、全教職員が共通理解・共通行動のもと、組織的にいじめの防止等に取り組む体制を構築できるように、教職員の資質向上及び指導体制の充実を図ります。</p> <p>⑤保護者・地域への情報発信</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」について、学校便りやホームページへの掲載、学校説明会や保護者会等で地域や保護者に周知するとともに、子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止に取り組みます。</p> <p>⑥関係機関との連携体制の構築</p> <p>市立学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、市内外の学校、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との適切な連携対策を構築します。</p> <p>⑦子どもと向き合う時間の確保</p> <p>校務分掌の見直しや研修の整理・精選、教材や指導案の共有化、部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者の活用等、教員の負担軽減を図り、チーム学校として、児童生徒が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進します。</p> <p>⑧学校評価への位置づけ</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の改善を図ります。</p> <p>⑨東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒への配慮</p> <p>被災児童生徒が受けた心身への影響や慣れない環境への不安等を理解し、教育相談室や関係機関と連携し、適切なケアを行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。</p> | <p>・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成</p> <p>・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成</p> <p>・児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</p> <p>・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</p> <p>・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進</p> <p>・家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 など</p> |

| | 小金井市 | 小平市 | 国分寺市 | 青梅市 | 埼玉県富士見市 | 東京都 |
|--------------------|--|--|--|---|---|--|
| 学校における取組 (未然防止) | | | | | <p>⑩その他、特に配慮が必要な児童生徒への対応（発達障がい、外国籍の子ども、性同一性障がい等）</p> <p>特に配慮が必要な児童生徒について、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行います。</p> <p>※『①「学校いじめ防止基本方針」の作成』、『②「学校いじめ防止対策委員会」の設置』については、他自治体では未然防止の欄に記載されていないので、割愛する。</p> | |
| 学校における取組 (早期発見) | <p>(7)児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察</p> <p>(i)定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備</p> <p>(h)保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</p> <p>(x)教職員全体によるいじめに関する情報の共有</p> | <p>・月ごとのいじめ実態調査、ふれあい月間を通じたアンケート調査、担任、スクールカウンセラー等との面談による早期のいじめの実態把握（いじめを受けていることや、他の児童・生徒がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した調査や教育相談を実施する。）</p> <p>・児童・生徒、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知（学校いじめ対策組織の構成員である教職員によるいじめ防止授業の実施など、いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組など）</p> <p>・教職員全体によるいじめに関する速やかな情報の共有</p> | <p>・スクールカウンセラーによる面接の実施や市教育委員会が実施する年3回のアンケート調査等、早期のいじめの実態把握と子どもがいじめを訴えやすい体制の整備</p> <p>・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備</p> <p>・いじめに関する情報の教職員全体での共有</p> | <p>・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握および児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備</p> <p>・保健室、相談室等の利用および電話相談窓口の周知等による相談体制の整備</p> <p>・教職員全体によるいじめに関する情報の共有</p> <p>・いじめ防止強化月間を年間5回設定</p> <p>・児童・生徒および保護者への、いじめ撲滅への理解啓発 など</p> | <p>①教育相談体制の充実</p> <p>市立学校では、教育相談主任を中心とした組織的な教育相談体制を整備し、教育委員会（学校教育課、教育相談室）、家庭児童相談室（障がい福祉課）、関係機関等との連携を図るとともに、ピア・サポートの考えを取り入れたり、市立の中学校に配置されているふれあい相談員を中学校区にある小学校でも有効に活用したりすることで、教育相談体制を充実します。</p> <p>また、教育委員会（学校教育課、教育相談室）、家庭児童相談室（障がい福祉課）、関係機関等との連携を図り、些細なことでも相談できる体制づくりを推進します。</p> <p>②「学校いじめ防止対策委員会」による取組み</p> <p>市立学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、以下のことに取り組みます。</p> <p>○けんかやふざけ合いと思えるものであっても、子どもの些細なサインを見逃さないよう、教職員の共通理解・共通行動のもと、全教職員でいじめの早期発見のために組織的に取り組みます。</p> <p>○年複数回、いじめの実態が把握できる調査（アンケート等）や個人面談を実施し、いじめの現状を把握するとともに、その結果をもとに、いじめの防止に向けた適切な対応に取り組み、次回の調査や面談においてその成果を検証します。</p> <p>○教職員が、子ども一人ひとりについて情報の共有を図り、組織的に適切な指導をします。</p> | <p>・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備</p> <p>・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備</p> <p>・教職員全体によるいじめに関する情報の共有 など</p> |

| | 小金井市 | 小平市 | 国分寺市 | 青梅市 | 埼玉県富士見市 | 東京都 |
|--|---|--|--|--|---|---|
| <p>学校における取組（早期対応） *埼玉県富士見市は「いじめの解決に向けた対処」「家庭や地域との連携」「関係機関との連携」について記載</p> | <p>(7)いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応</p> <p>(1)聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認</p> <p>(2)いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保</p> <p>(3)いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</p> <p>(4)教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導</p> <p>(5)関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催</p> <p>(6)いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組</p> <p>(7)加害者・被害者双方の保護者への支援・助言</p> <p>(8)保護者会の開催などによる保護者との情報の共有</p> <p>(9)関係機関、専門家等との相談・連携</p> <p>(10)いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合の、特定の教職員が抱え込まない管理職及びいじめ対策委員会主導の速やかな組織的対応 いじめられた児童・生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全及び落ち着いて教育を受けられる環境の確保 教育的配慮の下、いじめた児童・生徒に対する毅然とした態度による指導 いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉え、傍観者とならないようにする指導 保護者への報告、支援及び助言 保護者会の開催などによる保護者との情報共有 関係機関や専門家等との相談・連携 いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察及び関係機関や専門家等との相談・連携 | <ul style="list-style-type: none"> いじめを発見した場合の速やかな組織的対応 いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全の確保 いじめを受けた子どもが落ちついて教育を受けられる環境の確保 いじめを受けた子どもやその家庭への心の安定に目を向けた支援 教育的配慮のもと、いじめを行った子どもへの毅然とした態度での指導 いじめを行った子どもに対して、いじめを行った背景に目を向けた心身のサポートやその家庭への支援 いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題としてとらえさせる取組 保護者会の開催等を通した保護者との情報の共有 専門家や関係機関等との相談・連携 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒、保護者その他の者からいじめの相談を受けた際の組織的な対応および教育委員会への報告 いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応 いじめを受けた児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保 いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめを行った児童・生徒への指導 いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導 保護者への支援・助言 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有 関係機関、専門家等との相談・連携 いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談など | <p>(3)いじめの解決に向けた対処</p> <p>①子どもの安全の確保</p> <p>いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子供を第一に守ります。また、自校の「いじめ防止対策委員会」において、組織的に事実の確認を行い、適切な指導を行うとともに。事案に応じて、教育委員会及び関係機関等と連携を図り、適切に対処します。</p> <p>さらに、いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努めます。</p> <p>②保護者への対応</p> <p>家庭への連絡、相談、報告を密に行い、信頼関係を築きます。</p> <p>また、いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者への対応には真摯に取り組むとともに、丁寧に対応していきます。</p> <p>③他校との連携</p> <p>他校の子どものいじめに係る問題について相談や通報を受けた場合には、事実の確認を行い、その結果を当該学校に連絡するとともに、共通認識（理解）のもと、連携・協力を密にして早期解決に向け対処します。</p> <p>(4)家庭や地域との連携</p> <p>P T Aや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営支援者協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進します。</p> <p>また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。</p> <p>(5)関係機関との連携</p> <p>学校や教育委員会において、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携体制を構築します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応 いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保 いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導 いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導 保護者への支援・助言 保護者会の開催などによる保護者との情報共有 関係機関、専門家等との相談・連携 いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談 <p>など</p> |

| | 小金井市 | 小平市 | 国分寺市 | 青梅市 | 埼玉県富士見市 | 東京都 |
|---|--|--|---|---|---|---|
| 自治体・教育委員会におけるいじめの防止等に関する取組（組織等の設置及び重大事態への対処に関する内容は除く） | <p>(2)小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底 教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。</p> <p>(3)いじめの防止等に関する取組 ア 相談体制の整備と周知 児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。</p> <p>イ 関係機関との情報共有や連携 警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。</p> <p>ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等 教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。</p> <p>エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。</p> <p>オ 啓発活動 いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。</p> | <p>①いじめを生まない、許さない学校づくりの支援 ・児童・生徒がいじめについて深く考え、理解するために、道徳教育や人権教育、いじめ防止授業を推進し、自尊感情や自己肯定感、自分も他の人も大切にすると態度を育む。 ・「こだいらの小・中連携教育」において、小・中9年間を見据えた学習規律や生活規律を徹底し、自分のことも友達のこと大切にすることを育てる。 ・社会的スキルを身に付けるための活動や自分の気持ちをコントロールする活動を効果的に取り入れるなど、望ましい人間関係やコミュニケーション能力を育む指導の充実を図る。 ・児童・生徒の主體的な参画によるいじめを生まない、許さない学校づくりの活動を支援し、いじめを自分たち自身のものとして考えさせ、取り組ませる。 ・学校経営協議会や学校経営協力者会議などに対して、いじめの問題を地域ぐるみで解決する取組の推進を求める。また、「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ対策委員会」</p> <p>②いじめの早期発見と適切な対応の促進 ・心理や福祉の専門家などを活用し、来所、電話、「いじめ・体罰ホットラインメール」など多様な相談体制を充実させ、児童・生徒及び保護者等へ周知する。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進する。 ・「ふれあい（いじめ防止強化）月間」において、アンケート調査や教育相談室の土曜電話相談を実施するほか、「月ごとのいじめ実態調査」等を実施し、いじめの早期発見に努め、早期解決に向けた学校への指導・助言を行う。 ・「小平市教育委員会いじめ問題対策委員会」において、いじめに係る情報や課題を共有し、適切に対処するための解決策の検討及び助言を行う。</p> | <p>(1)相談体制の整備 ・いじめの防止及び早期発見、いじめの対処について、速やかに対応するため、子ども、その保護者及び市民等が容易に相談又は連絡できる体制を整備する。 ・また、整備された相談体制について、市報、市発行の冊子及びリーフレット等により、広く周知する。</p> <p>(2)関係機関等と連携した取組の推進 ・警察及び都立児童相談所、国分寺市立子ども家庭支援センター等の子どものいじめの問題に関する機関及び団体と連携し、取組を推進する。</p> <p>(3)人材の確保及び資質の向上 ・いじめに関する相談等に応じる体制を整備し、必要に応じて市立学校その他関係機関等に対し心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣していじめへの対処に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じる。 ・教職員等に対して、いじめの防止に関する教育及び研修を行い、いじめの防止等を図るために必要な施策について周知及び啓発に努める。</p> <p>(4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう子どもに対する情報モラル教育の充実及びその保護者に対する啓発活動を行う。</p> <p>(5)広報・啓発活動の推進 ・いじめを絶対に許さないという社会の実現を目指すため、いじめの防止等に関する必要な広報及び啓発を積極的に実施する。</p> | <p>(1)いじめの未然防止・早期発見に関すること ア 学校から、児童・生徒や保護者からいじめの相談があったとの報告を受けた時は、相談の内容や学校の対応等を確認した上で、学校が適切に対応できるように指導・助言を行う。 イ 学校において、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを目指し、中学校区ごとに協働して「いじめゼロスローガン」を作成するなど、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動を推進する。 ウ いじめを早期発見するため、児童・生徒に対して、年間5回のいじめ防止強化月間を設ける。 エ 校長会、副校長会および生活指導主任会等において、いじめの防止・対応のための資料提供を行う。 オ 教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質向上に必要な措置を講ずる。 カ 小学校、中学校間の連携を密に取る キ 児童・生徒およびその保護者、関係する教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。 ク 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通して、道徳教育および体験活動等の充実が図られるよう指導・助言を行う。 ケ スクールカウンセラー等による児童・生徒への面談の機会をもつよう指導・助言を行う。 コ 教育委員会は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめにかかる相談制度等について「心のパスポート」「いじめ防止マニュアル」等を作成し、広報および啓発活動を行う。また、長期休業日前には、各家庭に相談窓口等を記載したリーフレットを配布し、児童・生徒、保護者への周知を図る。</p> | <p>(1)市長部局の取組み （いじめの防止等の対策） ①いじめ防止条例の周知 いじめ防止条例について広報・ホームページなどで掲載し、市全体でいじめの防止等に取り組むという機運を盛り上げていきます。また、いじめの防止等のためのポスターを作成、掲示したり、パンフレットを配布したりすることで、市民への周知拡大を図ります。 ②いじめ防止サポーター制度 市が、事業所及び団体を『いじめ防止サポーター』（いじめ防止協力者）として認定し、地域でのいじめ防止等の取組みを進めます。 ③「子ども未来応援センター」相談窓口の設置 子どもに関する『何でも相談窓口』を設置し、いじめに関する相談について、関係機関等と連携を図ります。 ④家庭児童相談室の相談体制の充実 家庭児童相談室（障がい福祉課内）において、いじめに関する相談や情報提供ができる体制を充実させるとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図ります。</p> <p>(2)教育委員会の取組み （いじめ防止等の対策） ①いじめのない学校づくりこども会議の開催 いじめの防止に対し、各市立小中学校で、子どもが主体的に取り組んでいる活動の紹介や、その成果と課題及び課題の具体的な解決策について、子供たちが主体的に話し合う会議です。年1回、11月の埼玉県いじめ撲滅強調月間に、市立小中学校の代表児童生徒が集まり、意見を交わします。 ②ピア・サポート活動の導入 子どもたちが互いに思いやり、支え合う実践活動であるピア・サポート活動に取り組み、子どもたちが豊かで、健やかな人間関係を築けるようにしていきます。</p> | <p>4 いじめの防止等に関する具体的な取組 (1)相談体制の整備 来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒、その保護者等に周知する。 (2)関係機関等と連携した取組の推進 区市町村、児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。 (3)教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等 教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーの確保等の必要な措置を講じる。 (4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。 (5)啓発活動 いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。 (6)いじめの防止等のための調査研究の実施 いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及する。 5 「いじめ総合対策」の策定、私立学校が行う取組に対する支援 東京都教育委員会は、都内公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定し、対策を推進する。 また、都は、私立学校の自主性を尊重しつつ、各私立学校が行ういじめ防止等への取組に対し、上記の「いじめの防止等に関する具体的な取組」を通じた支援を行う。</p> |

| | 小金井市 | 小平市 | 国分寺市 | 青梅市 | 埼玉県富士見市 | 東京都 |
|---|---|--|------|---|--|-----|
| 自治体・教育委員会におけるいじめの防止等に関する取組（組織等の設置及び重大事態への対処に関する内容は除く） | <p>カ いじめの防止等のための調査研究の実施</p> <p>6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた児童・生徒の心身の保護のため必要と認める場合には、いじめを行った児童・生徒の別室登校や、いじめを受けた児童・生徒の指定学校の変更、区域外就学等の対応を検討する。また、やむを得ない場合には、いじめを行った児童・生徒に対し、出席停止措置を行う。 いじめの発生時に、児童・生徒の心理的なケアや学校の経営安定化等に当たるため、必要に応じ、教育アドバイザーや臨床心理士などの専門家を派遣する。 <p>③教職員等の資質能力の向上及び専門的知識を有する者の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談員やいじめ問題の専門家を講師に招き、教育相談研修や生活指導主任連絡会をはじめ、経験の浅い教員だけでなく中堅層にもいじめの防止等に向けた教職員の研修を充実させる。学童クラブ指導員等にも、希望に応じて研修を受講する機会を設ける。 教育委員会による学校訪問の際に、すべての教員を対象にいじめ防止基本方針に則った取組について指導主事等が指導助言する。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保、連絡会や研修会の実施など、必要な措置を講じる。 <p>④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を見発するため、東京都教育委員会との連携を継続し、インターネットを通じて行われるいじめに対する取組を促進する。 児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び、児童・生徒やその保護者に対する講座や研修会等による啓発活動を推進する。 <p>⑤啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、教育委員会ホームページ、教育委員会だよりによるいじめの防止等のための広報、リーフレットの配布、いじめ防止フォーラム等の開催、その他の啓発活動を推進し、家庭及び地域住民、関係機関のいじめの防止への積極的な関わりを促す。 | | <p>サ インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるよう児童・生徒やその保護者に対する学校の啓発活動を支援する。</p> <p>(2)いじめの対応に関すること</p> <p>ア 学校からいじめの報告を受けた時は、必要に応じ、当該学校に対して必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。</p> <p>イ 学校が、いじめを認知した児童・生徒に対して、「児童・生徒のいじめ状況調査票」を作成・活用し、継続的かつ適切にいじめへの対応を取ることができるよう指導・助言を行う。</p> <p>ウ 関係機関と適切な連携が取れるようスクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーの活用を学校に促す。</p> <p>エ 学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定にもとづき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒、その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。</p> <p>オ 児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察へ通報する。また、このような状況が懸念される場合は、教育的配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察へ相談し、警察と連携した対応を取るよう学校に指導・助言する。</p> | <p>③いじめの防止等における教職員の資質向上</p> <p>○生活指導主任研修会の開催</p> <p>市立学校の生活指導主任が、学校間の連携を密にし、児童生徒の問題行動等の防止に向け、共通理解・共通行動等で臨むための協議をとおり、市全体の生活指導体制の充実に努めます。</p> <p>○いじめ防止対策推進委員会の開催</p> <p>市立学校の生活指導主任等が、いじめの防止等に向けた各学校の取り組み及び子どもが主体となる活動の情報交換を行います。また、各学校間の連携・協力体制を確認することで、市全体のいじめの防止等の充実に努めます。</p> <p>○学校教育相談・不登校対応委員会の開催</p> <p>子どもや保護者との相談活動の見直し及び校内教育相談・不登校対応体制の整備に努めます。また、教育相談室と連携・協力し、相談技術の向上を図ります。</p> <p>④道徳教育及び特別活動の充実</p> <p>子どもの自己肯定感を高め、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図るために、富士見市独自の道徳教材の活用や道徳教育及び特別の教科道徳の充実、教育相談室を中心とするピア・サポート活動を各市立学校との連携により推進します。</p> <p>⑤市教育相談室を中心とした教育相談の充実</p> <p>SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等を活用するとともに、学校教育課、教育相談室、家庭児童相談室（障がい福祉課内）、市立学校及び関係機関等との連携を、教育相談室を中心として強化することにより、児童生徒、保護者、市民等のいじめに対する教育相談体制を築きます。また、その周知に努めることで、教育相談の充実を目指します。</p> | |

| | 小金井市 | 小平市 | 国分寺市 | 青梅市 | 埼玉県富士見市 | 東京都 |
|---|------|---|------|-----|--|-----|
| 自治体・教育委員会におけるいじめの防止等に関する取組（組織等の設置及び重大事態への対処に関する内容は除く） | | <ul style="list-style-type: none"> ・児童会や生徒会によるいじめ防止のポスターの作成や挨拶の推進による望ましい集団形成への取組など児童・生徒の主体的な活動を取り入れながら推進する。 <p>⑥関係機関等と連携した取組の推進</p> <p>地域社会全体で児童・生徒の健全な成長を促すとともに、いじめの問題に迅速かつ的確に対応するため、児童館、学童クラブ、小平市子ども家庭支援センター、東京都小平児童相談所、小平警察署、福祉機関や医療機関、民生委員・児童委員、保護司会、その他の関係機関などと連携した取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小平地区連絡協議会（東京都小平児童相談所、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携）において、児童・生徒の問題共有と、対策の検討を行う。 ・警察と学校との相互連絡制度の活動（スクールサポーターとの連携）、ボランティア等の協力を得て、児童・生徒を見守り、育む体制を整備する。 ・教育相談室や適応指導教室に加え、学童クラブや児童館等、放課後子ども教室推進事業及び小平地域教育サポート・ネット事業等とも継続的・定期的に連携し、地域のボランティアや活動スタッフ等の協力を得て、児童・生徒の健全な成長を促す。 ・青少年対策地区委員会と連携し、児童・生徒の健全育成に関わる情報共有や取組の啓発を行う。 <p>⑦財政上の措置等</p> <p>市は、いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等、必要な措置を講じる。</p> | | | <p>⑥「学校いじめ防止基本方針」によるいじめの防止等の推進</p> <p>各市立学校の学校いじめ防止基本方針による、いじめの防止等の取組みを実行する上での課題について、学校訪問や生徒指導訪問、各市立学校の研修会等において、学校教育課、教育相談室の指導主事等が具体的、実践的な指導・支援を行います。</p> <p>⑦学校・保護者・地域との連携の推進</p> <p>いじめの防止等に係る取組について、市教育委員会発行の広報誌やいじめのない学校づくり子ども会議のリーフレットを作成し、保護者や地域、関係機関等に発信します。また、就学時や各年度初めの保護者会等で子どもとの関わり方やコミュニケーションのとり方についての学習会を開催します。</p> <p>⑧子どもと向き合う時間の確保</p> <p>事務処理の効率化や市教委主催の研修の整理・精選、部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者の活用等、教員の負担軽減を図り、チーム学校として、児童生徒が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進します。</p> | |